事　　務　　連　　絡
令和８年９月３０日

九州トラック協会会長　殿

九州運輸局自動車交通部長

「令和８年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る
道路運送法第 78 条第１号の適用について」の適用期限の延長について

標記について、物流・自動車局貨物流通事業課長から別添のとおり通知（令和８年９月３０日付け事務連絡）があったので、貴協会においても了知されるとともに、傘下会員に対し周知願います。

事　務　連　絡
令和８年９月 30 日

九州運輸局 自動車交通部長　殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長

「令和８年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る
道路運送法第 78 条第１号の適用について」の適用期限の延長について

令和８年８月３日付け事務連絡「令和８年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る道路運送法第 78 条第１号の適用について」において、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条第１号の適用は、令和８年９月 30 日まで認めることとしていたが、被災地域における復旧の状況等を勘案し、期限を令和８年 10 月 31 日まで延長することとする。

なお、法第 78 条第１号の適用に当たっては、引き続き、相当の緊急性や必要性が認められることが必要となるので、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれたい。

事　務　連　絡
令和８年９月 30 日

関係団体の長　殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長

「令和８年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る
道路運送法第 78 条第１号の適用について」の適用期限の延長について

標記について、別添のとおり九州運輸局自動車交通部長あて事務連絡を発出したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知方願います。

【問い合わせ先】
九州運輸局自動車交通部貨物課　（直通）092-472-2528

別　添

事　務　連　絡
令和８年９月 30 日

九州運輸局 自動車交通部長　殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長

「令和８年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る
道路運送法第 78 条第１号の適用について」の適用期限の延長について

令和８年８月３日付け事務連絡「令和８年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る道路運送法第 78 条第１号の適用について」において、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条第１号の適用は、令和８年９月 30 日まで認めることとしていたが、被災地域における復旧の状況等を勘案し、期限を令和８年 10 月 31 日まで延長することとする。

なお、法第 78 条第１号の適用に当たっては、引き続き、相当の緊急性や必要性が認められることが必要となるので、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれたい。